

豊橋市販路開拓支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市販路開拓支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 この補助金は、市内に本店を有する中小事業者が市場又は販路の開拓を図るための展示商談会、見本市等（物産展など主として即売を目的とするものは除く。以下「展示会等」という。）の出展に要する小間使用料に対して補助することにより、自立的発展を促すとともに、本市中小企業の経営基盤の強化に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。
- (2) オンラインで開催される展示会等 インターネット上で開催される、開催期間の定まった展示会等であって、専用ホームページがあるものを指す。

(補助対象者等)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率（補助限度額を含む。）は、別表第1に定めるとおりとする。

2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税の仕入控除税額に相当する額を含まないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の対象としない。

- (1) 主として日本標準産業分類に掲げる大分類A農業・林業又はB漁業を行う者
- (2) 本市に納付すべき市税（市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税及び鉾産税）を滞納している者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を営む者

(4) 豊橋市暴力団排除条例（平成 23 年豊橋市条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

(5) 豊橋市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）

(7) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等とその構成員を含む法人その他の団体

4 補助金は予算で定める額の範囲内で交付するものとし、その額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

5 市が別に行う補助金の交付対象となった事業は、補助事業としない。

（交付の申請）

第 5 条 規則第 4 条第 1 項の規定による交付の申請は、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第 1）によるものとし、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、出展した展示会等の最終日から 1 年以内に市長に提出しなければならない。

(1) 法人にあつては、登記事項証明書、個人にあつては個人事業の開業・廃業等届出書若しくは確定申告書の写し

(2) 経費の支払等を証明する書類の写し

(3) 展示会等開催概要

(4) 展示会等への出展状況が分かる写真等

（交付の決定及び額の確定）

第 6 条 規則第 5 条第 2 項の規定による交付決定通知及び規則第 1 1 条の規定による交付額確定通知は、補助金交付決定・確定通知書（様式第 2）によるものとする。

（委任）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 3 日から施行し、同日以後に展示会等へ出展した者について適用する。

附 則（平成 1 9 年 3 月 3 1 日決裁）

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 3 年 3 月 8 日決裁）

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 4 年 3 月 2 8 日決裁）

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 5 年 3 月 2 2 日決裁）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日決裁）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日決裁）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日決裁）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月31日決裁）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月25日決裁）

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1

補助事業区分	補助対象経費及び要件	補助対象者	補助率及び補助限度額
国内で開催される展示会等	<ul style="list-style-type: none"> - 展示会の主催者等に支払った小間使用料。展示会は小間数が100以上若しくは総小間面積が900㎡以上の規模を有する会場であって名古屋市内、愛知県国際展示場又は県外で開催されるものであること。 	<ul style="list-style-type: none"> - 市内に本店（個人については住所）を有すること。 	<p>補助対象経費から国、地方公共団体その他公共的団体から助成額を差し引いた額の2分の1の額で、30万円を限度とする。ただし、補助金の申請は、1年度につき、1補助事業区分、1回までとする。</p>
オンラインで開催される展示会等	<ul style="list-style-type: none"> - オンラインで開催される展示会等の主催者等に支払った小間使用料。 		

（備考）「国内で開催される展示会等」と「オンラインで開催される展示会等」が同時に開催され、その両方に出展する場合において、それぞれの小間使用料が明確ではない場合は、いずれか一方への出展とみなし、申請するものとする。